

## 第397回宮城県開発審査会議事録

- 1 開催日時：令和4年11月18日(金)
- 2 開催時刻：午後1時30分から午後2時20分まで
- 3 開催場所：宮城県行政庁舎 10階 1001会議室

### 4 出席者

#### (1) 審査会委員

三浦俊徳(会長)  
北島みどり  
佐々木均  
寺島洋子

#### (2) 審査会事務局

##### 宮城県土木部建築宅地課

副部長(技術担当)兼課長	小出昇
副参事兼総括課長補佐	佐藤昭彦
技術副参事兼総括課長補佐	小野里啓
技術補佐(開発防災班長)	村岡直人
技術主査	長尾康平
主事	伊深聡美

##### 石巻市建設部建築指導課

課長	三浦武宏
審査係長	遠藤浩治

- 5 審議内容：別紙のとおり

■開会

司 会 : 定刻となりましたので、会議を始めさせて頂きたいと思います。

8月1日付けで開発審査会委員の改選がありましたことから、まず、会長の選任を行わせていただきたいと思います。会長が選任されるまでの間、事務局の小出副部長（技術担当）兼建築宅地課長が議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

■会長の選任

小出副部長 : それでは、進行役を務めさせていただきます。会長は、開発審査会条例第3条第1項の規定により、各委員の互選となっております。委員の先生方、どなたか御推薦をお願いいたします。

（三浦委員を会長に推薦しますとの声あり）

小出副部長 : ただいま、三浦 俊徳委員を会長にという推薦の発言がありました。皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

小出副部長 : よろしいでしょうか。それでは、三浦 俊徳委員に会長をお願いしたいと思います。会長就任につきまして、よろしくお願いいたします。

就任された三浦委員には、会長席にご移動をお願いいたします。

■議事

司 会 : それでは、審議に入ります。初めに、定足数を確認いたします。審査会会長及び委員3名以上の出席をいただいていますことから開発審査会条例第4条の規定による定数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

審議の進行につきましては、会長よろしくお願いいたします。

会 長 : 審議に入ります。審議に関しては、開発審査会要綱により、原則公開することとなっております。

本日の審議事項は2件ございますが、このうち1件につきましては、情報公開条例第8条第2号に規定する個人に関する情報に該当するため、非公開で行います。

このため、はじめに公開で審議すべき議案1件の審議を行い、そののち、非公開で審議すべき議案1件の審議をすることとしたいと思います。

会 長 : 傍聴者はおられますか。

司 会 : 3名の傍聴希望者がおります。

会 長 : 傍聴希望者がおられるので、入室を認めます。

司 会 : 傍聴者を入室させますので、暫時お待ちください。

会 長 : 傍聴の方は、お手元の「傍聴要領」に従って傍聴してください。  
なお、審議中の写真撮影は御遠慮くださるよう御協力をお願いいたします。

<議事録署名委員の指名>

会 長 : 次に、開発審査会運営規則「第10条」の規定に従いまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。

本日の議事録の署名を、北島委員と寺島委員をお願いいたします。

会 長 : それでは、これより審議を行います。

■付議案件の説明

会 長 : 審議する付議案件の概要について、提出者から説明願います。

宮 城 県 : 本日、御審議いただく宮城県知事からの付議案件について、説明いたします。

「議 第753号 都市計画法第42条第1項建築許可」に係る付議でございます。

「様式第2号」を御覧ください。

(概要説明)

■個別審議 1

会 長 : それでは、案件について審議をしていくこととします。

会 長 : 「議 第753号 都市計画法第42条第1項建築許可」に係る付議について、提出者から説明願います。

宮 城 県 : (付議内容説明)

会 長 : ただ今の説明について、委員の先生方御質問等がございましたら、よろしく願います。

会 長 : 当申請は、今回同様に開発審査会の附議を経て、平成30年に開発許

可を受けて立地した産業廃棄物処理施設の建築物の増築ということによろしいでしょうか。他法令については新たな手続きは不要ですが、都市計画法では建築物の合計面積が許可時点の1.5倍を超えることから許可不要と取り扱えないという理解でよろしいでしょうか。

宮城県： そのとおりです。

会長： 北島委員は、委員就任後初めての開発審査会ですね。何か御質問はありますか。

北島委員： 確認よろしいでしょうか。当該施設において開発許可の予定建築物は産業廃棄物処理施設の管理棟及び破碎施設とありますが、今回の申請建築物としては、管理棟ではなく粉碎剥離施設棟の建築と考えてよろしいでしょうか。

宮城県： そのとおりです。

会長： 平成30年の開発許可時には建築物としての許可は管理棟のみで、今回は建築物として粉碎剥離施設棟を建築するということですね。

宮城県： はい。

会長： 佐々木委員はよろしいですか。

佐々木委員： 私から1点よろしいでしょうか。1.5倍までは許可不要との扱いを説明いただきました。今回は1.9倍になるので許可不要の扱いにはならないということですが、何倍まで許可できるという基準は設けられておられるのでしょうか。

宮城県： 本件につきましては、まず産業廃棄物処理施設としての許可が受けられるかどうかのチェックと、さらに都市施設として支障がないかということが都市計画審議会で審議されます。面積上限についての定めはありませんが、関係法令に適合していれば問題ないと判断します。

佐々木委員： そうすると、1.5倍を超えても、基本的には許可の手続きを受ければ、許可できるということでしょうか。最低限の基準で今回計画しましたという記述がどこかにあったと思うのですが。

宮城県： 理由書に保守点検に必要な最小限の設備と記載があり、最小限の

計画となっていることを審査の段階で確認しております。

佐々木委員 : 分かりました。

会 長 : その他何か御質問はよろしいでしょうか。

会 長 : ご質問がないようですので、本議案につきまして、許可すること  
にご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 : それではご異議がないようですので、許可することを可とします。  
以上で公開に関する審議については、終了いたします。  
傍聴者は退席願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・非公開・・・・・・・・・・・・・・・・

---

■閉 会

会 長 : 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。

司 会 : 御審議、ありがとうございました。